

令和6年12月10日

令和6年第3回神奈川県議会定例会

# 厚生常任委員会報告資料

福祉子どもみらい局

# 目 次

|   | ページ |
|---|-----|
| 1 女性自立支援施設の指定管理者の選定基準等について……………                 | 1   |
| 2 「かながわ子ども・若者みらい計画（仮称）」の素案について……………             | 5   |
| 3 「神奈川県社会的養育推進計画」の改定素案について……………                 | 8   |
| 4 「一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の素案について……………       | 10  |
| 5 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の一部改正について……………            | 18  |
| 6 ライトセンター及び聴覚障害者福祉センターの指定管理者の選定基準等について……………     | 20  |
| 7 県立中井やまゆり園における利用者支援等の改善について……………               | 28  |
| 8 県立中井やまゆり園元利用者の死亡事案に係る検証の中間報告書概要について……………      | 47  |
| 9 障害者支援施設や障害者グループホームの利用を希望する方の実態調査の実施について……………  | 51  |
| 10 「愛名やまゆり園虐待事案に関する第三者委員会中間報告書」を受けての対応について…………… | 53  |
| 11 今後の県立障害者支援施設のあり方について……………                    | 57  |
| 12 新たな地方独立行政法人の定款の素案について……………                   | 62  |

## 1 女性自立支援施設の指定管理者の選定基準等について

神奈川県女性自立支援施設の指定管理者候補の選定については、令和6年第3回（前半）県議会定例会厚生常任委員会において、非公募により社会福祉法人神奈川県民生福祉協会を相手方として選定手続を進めること及び選定基準の基本的な考え方等について報告したところである。

このたび、神奈川県女性自立支援施設の指定管理者の選定基準について、外部評価委員会の意見を聴取した上で次のとおり定めたので報告する。

### (1) 選定基準について

#### ア サービスの向上（70点）

県が求めるサービス水準を達成できる提案か、事業者のノウハウを活かした効果的なサービスの提供が提案されているかについて評価する。

| 評価項目                      |                  | 評価の視点  | 配点 |
|---------------------------|------------------|--|----|
| 1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等 | 指定管理者としての基本方針等   | <ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方</li> <li>女性支援法の理念である関係機関との連携による切れ目ない支援といった施設が果たすべき役割の考え方</li> <li>業務の一部を委託する場合の業務内容等</li> <li>サービス向上等のための自己評価や第三者による評価・検証の仕組み</li> </ul>   | 10 |
| 2 施設の維持管理                 | 施設及び設備の維持管理の実施方針 | <ul style="list-style-type: none"> <li>清掃業務、保守点検業務、警備業務等についての実施方針</li> </ul>   | 10 |
| 3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金 | 利用者のニーズ把握、苦情対応等  | <ul style="list-style-type: none"> <li>サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み、トラブル時の利用者対応等</li> <li>手話言語条例への対応</li> </ul>  | 35 |
|                           | 利用者に対する支援        | <ul style="list-style-type: none"> <li>女性支援法が対象とする幅広い困難を抱える利用者の意思が尊重され、状況等に応じた当事者目線に立った適切な支援</li> <li>利用者の被害からの回復及び心身の健康の回復を図るための医学的、または心理学的支援</li> <li>安心できる生活環境や信頼できる人間関係の中での日常生活の回復支援</li> <li>生活の支援や同伴児童の学習支援など利用者の状況、能力、適性等を考慮した計画的な自立支援</li> <li>障害や就労経験の乏しさなど様々な課題が存在することを想定した上での利用者の能力・適性に応じた積極的な就労支援</li> </ul> |    |

|             |                      |   |    |
|-------------|----------------------|---|----|
|             | 退所者に対する支援            | ・地域で安定した自立生活を継続するための退所後の支援  |    |
| 4 事故防止等安全管理 | 日常時の安全管理及び災害時や緊急時の対応 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づく、非常災害計画、安全計画、業務継続計画(BCP)の整備状況</li> <li>・事故及び非常災害発生に関するマニュアルの作成及び研修等、通常の指定管理業務を行う際の事故防止に向けた取組内容</li> <li>・急病人等が生じた場合の対応（救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等）</li> <li>・事故等の緊急事態が発生した場合の検証、評価、再発防止に向けた取組及び重大な事故発生時の検証体制の考え方</li> </ul> | 15 |

### イ 管理経費の節減等（5点）

県が求めるサービス水準を確保するための管理経費が正確かつ適切に積算された収支計画となっているかについて評価する。

| 評価項目    | 評価の視点 | 配点 |
|---------|-------|----|
| 5 節減努力等 | 適切な積算 | 5  |

「提案額」と「積算価格から20%節減した額」のうち、高い金額  

$$\frac{\text{提案額} \text{ (積算価格から20\%以上節減している場合は、積算価格から20\%節減した額)}}{\text{提案額}} \times 5$$

○次の場合は、選外とする。

- ・提案額の積算に重大な誤りがある。
- ・業務に必要な不可欠な経費が積算されていない。
- ・人件費単価が最低賃金法の最低賃金額を下回る。

○提案額の積算に重大な誤りはないが、指定管理業務の実施への支障や地域への悪影響が懸念される場合は、「節減努力等」の項目を0点とする。

- ・市場価格と比して同等の職種・職責の者が受け取る賃金を大幅に下回る。
- ・県の積算単価を大幅に下回り、仕様に定める業務の実施に支障が生じるおそれがある。
- ・再委託先への発注額が、極めて低い。
- ・応募団体の健全な経営に支障が生じるおそれがある。

### ウ 団体の業務遂行能力（25点）

指定管理業務を遂行できる安定した経営基盤と相応の規模を有しているか、指定管理業務を遂行できる技術的能力（専門人材の配置、類似業務の実績等）が確保されているかについて評価する。

| 評価項目                        |                           | 評価の視点   | 配点 |
|-----------------------------|---------------------------|---|----|
| 6 人的な能力、<br>執行体制            | 執行体制及び<br>委託業務のチ<br>ェック体制 | 指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況（人事管理体制・人員配置計画）<br><最低基準><br>施設長1名、支援員2名、看護師又は心理療法担当職員1名、栄養士又は調理員1名、事務員2名、嘱託医（非常勤）2名<br><配置が望ましい職員><br>直接処遇職員（指導員）3名追加、心理療法担当職員、保育士<br>・業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況   | 5  |
|                             | 人材育成等                     | ・指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の方針・状況等<br>・施設としての定期的な研修開催及び国や県が主催する研修への参加  |    |
| 7 財政的な能力                    | 財務状況                      | ・安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い   | 5  |
| 8 コンプライア<br>アンス、社会貢<br>献    | コンプライア<br>ンス              | ・指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、研修等法令遵守の徹底に向けた取組の状況   | 8  |
|                             | 環境への配<br>慮、社会貢<br>献等への取組  | ・指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況<br>・再生可能エネルギー電力の利用に向けた取組<br>・法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績<br>・障害者差別解消法及び神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく合理的配慮の提供など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方<br>・手話言語条例への対応<br>・社会貢献活動等、CSRの考え方と実績 |    |
| 9 事故・不祥事<br>への対応、個人<br>情報保護 | 事故・不祥事<br>への対応            | ・募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況  | 2  |
|                             | 個人情報保護<br>の考え方            | ・個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況  |    |
| 10 これまでの<br>実績              | 管理運営等の<br>実績              | ・管理運営等の実績の状況  | 5  |

(2) 今後のスケジュール

令和7年1月～ 指定管理者を募集

4月～ 外部評価委員会等による候補者選定

6月 第2回県議会定例会に指定管理者の指定議案を提出

令和8年4月 指定管理者による管理運営開始

## 2 「かながわ子ども・若者みらい計画（仮称）」の素案について

こども基本法第10条第1項に規定する「都道府県こども計画」の策定に向けて、今般、令和7年度を初年度とする計画の素案を作成したので報告する。

### (1) 策定の経緯

こども基本法において、都道府県は、政府が策定した「こども大綱」を勘案して「都道府県こども計画」を定めるよう努めるものと規定されていることから、県は子ども・若者施策に関する既存の計画・指針を統合して「かながわ子ども・若者みらい計画（仮称）」を策定する。

|  |  |
|--|--|
| <b>【国の3つの大綱】</b><br>少子化社会対策大綱<br>子どもの貧困対策大綱<br>子供・若者育成支援推進大綱<br><br>↓<br><b>（統合）</b><br>「こども大綱」の策定 | <b>【県の子ども・若者施策に関する計画】</b><br>----- 神奈川県子どもの貧困対策推進計画<br>----- かながわ子ども・若者支援指針<br>かながわ子どもみらいプラン<br><br>↓<br><b>（統合）</b><br>「かながわ子ども・若者みらい計画」（仮称）の策定 |
|--|--|

### (2) 計画の位置付け

| 法律等の名称   | 計画                  |
|--|---------------------|
| こども基本法   | 都道府県こども計画           |
| 子ども・若者育成支援推進法  | 都道府県子ども・若者計画        |
| こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律                                     | 都道府県計画              |
| 子ども・子育て支援法   | 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画 |
| 次世代育成支援対策推進法   | 都道府県行動計画            |
| 母子及び父子並びに寡婦福祉法   | 自立促進計画              |
| 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律 | 都道府県計画              |
| 神奈川県こども目線の施策推進条例（仮称）   | 計画                  |
| 新かながわランドデザイン   | 個別計画                |

(3) **計画期間**

令和7年度から令和11年度までの5年間とする。

(4) **計画の対象**

すべての子ども・若者と子育て当事者、そして、これらを取り巻く県民、事業者、行政等を対象とする。ただし、施策によってはポスト青年期の者も対象とする。

(5) **対象区域**

県内全市町村とする。

(6) **策定のポイント**

**ア 基本理念**

子ども・若者の目線に立った施策の推進を通じて、子ども・若者一人一人の望みと願いを尊重しながら、誰もが自分らしく、幸せに暮らせる社会の実現

**イ 基本方針**

- (ア) すべての子ども・若者があらゆる差別を受けず、生命、生存及び発達に対する権利や自己の意見を尊重され、自分らしくいられるとともに、その最善の利益が考慮されること
- (イ) 父母その他の保護者が子育てに伴う喜びを実感できるよう、子育てに関する負担の軽減、不安の解消をすること
- (ウ) 社会全体で連携し、協力することで、子ども・若者を支え、育てること

**ウ 主要施策**

- (ア) 子ども・若者の社会参画・意見反映  
政策決定過程への子ども・若者の参画促進や、子ども・若者が意見を表明しやすい環境整備と機運の醸成等の取組
- (イ) ライフステージを通じた重要事項  
子どもの貧困対策、障害児支援・医療的ケア児等への支援や児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びケアラー・ヤングケアラーへの支援等の取組
- (ウ) ライフステージ別の重要事項  
妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療



の確保や居場所づくり等の取組

(エ) 子育て当事者の不安解消のための施策

子育てや教育に関する経済的負担等の軽減や、ひとり親家庭への支援等の取組

(オ) 子ども・若者を地域でともに育む施策

子ども・若者、子育てに関わる人材の確保や子ども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革、環境整備等の取組

**エ 教育・保育の需給計画及び人材の必要見込み数**

教育・保育サービスについて、各年度の需要量（量の見込み）と、それに対応する供給量（確保の内容）を定めるとともに、供給量（確保の内容）の利用定員数に対応する、教育・保育に従事する人材の必要見込み数を定める。

**オ 計画の達成状況の点検・評価**

毎年度、施策の実施状況等について点検・評価し、神奈川県子ども・若者施策審議会で審議するとともに、その結果を公表する。

**(7) 今後のスケジュール**

令和6年12月 計画素案に対するパブリック・コメントの実施  
～令和7年1月

令和7年2月 県子ども・若者施策審議会で計画案を審議

3月 第1回県議会定例会厚生常任委員会に計画案を報告  
計画の策定

**<別添参考資料>**

参考資料1 「かながわ子ども・若者みらい計画（仮称）素案」

### 3 「神奈川県社会的養育推進計画」の改定素案について

令和2年3月に策定した「神奈川県社会的養育推進計画」について、計画期間（令和2年度～令和11年度の10年間）の前期末（令和6年度）に進捗状況を検証し、後期（令和7年度～令和11年度）の計画を見直すこととしており、今般、計画の改定素案を作成したので報告する。

#### (1) 改定の概要

##### ア 改定の趣旨

「子どもたちが安心して健やかに成長し、生き生きと暮らすことができる神奈川の実現」を目指す現行計画の趣旨を継承しつつ、改正児童福祉法（令和6年4月1日施行）及び「『都道府県社会的養育推進計画』の策定について」（令和6年3月12日付けこども家庭庁支援局長通知）の内容や、現行計画の成果・課題等を踏まえ、計画を改定する。

##### イ 計画の位置付け

県の総合計画である「新かながわグランドデザイン」を補完する、特定課題に対応した個別計画である。

##### ウ 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とする。

##### エ 対象区域

県所管域（政令指定都市及び児童相談所設置市を除く。）とする。  
なお、計画の内容については、県内政令指定都市及び児童相談所設置市と連携・調整して策定する。

#### (2) 改定のポイント

##### ア 基本方向

- (ア) 社会的養育体制の充実を図り、子どもたちが安心して健やかに成長し、生き生きと暮らすことができる神奈川の実現を目指す。
- (イ) 子どもを中心として、子どもの意見が尊重され、子どもの最善の利益が実現できるような取組を子どもの目線に立って進める。
- (ウ) 子ども一人ひとりに合った養育環境を提供し、子ども自身がつつとともにおいてくれると感じる信頼できる大人との、途切れないつな

がりを土台として、子どもが成長していくことを実現する。

## イ 代替養育の需要量と供給量

里親・ファミリーホームへの委託及び児童養護施設等への入所が必要な子どもの数（需要量）と、里親登録世帯数及び児童養護施設等の定員数（供給量）について、計画期間中の各年度における見込み数を定める。

## ウ 取組の方向性

- (ア) 子どもの権利擁護の推進
- (イ) 子どもと家庭を地域で支援する取組の推進
- (ウ) 家庭と同様の環境における養育の推進
- (エ) 社会的養護経験者等の自立支援の推進

## エ 計画の進捗管理・評価

毎年度、評価指標により実態を把握し、里親委託等推進委員会及び社会的養護自立支援協議会において点検・評価を行い、神奈川県児童福祉審議会（施設里親部会・権利擁護部会）に報告する。

## (4) 今後のスケジュール

- |         |                                |
|---------|--------------------------------|
| 令和6年12月 | 改定計画素案に対するパブリック・コメントの実施        |
| ～令和7年1月 |                                |
| 令和7年2月  | 児童福祉審議会（施設里親部会・権利擁護部会合同開催）での審議 |
| 3月      | 第1回県議会定例会厚生常任委員会に改定計画案を報告      |
|         | 児童福祉審議会において改定計画案を報告            |
|         | 計画の改定                          |

## <別添参考資料>

参考資料2 「神奈川県社会的養育推進計画改定素案」

## 4 「一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の素案について

### (1) 経緯

これまで一時保護施設の運営に関しては、国が定める「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」が準用されてきたところであるが、一時保護施設における子どもの状況は様々であり、一律の対応ではなく個々の事情・態様に応じた個別ケアが求められている。

このため、令和4年6月に児童福祉法が改正され、子どもの権利擁護や個別的なケアを推進するため、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市は、一時保護施設の設備及び運営について、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保する基準を条例で定めることとされたことから、本県において新たに条例を制定することを令和6年第2回県議会定例会厚生常任委員会に報告した。

このたび、一時保護施設に入所中の子どもへのアンケート結果等を踏まえ、「一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の素案を作成したので報告する。

### (2) 一時保護施設の生活に関するアンケート結果について

#### ア 調査期間

令和6年10月1日から10月25日まで

#### イ 調査方法

調査期間のうち任意の一日を基準日とし、基準日に県所管の3か所の一時保護施設に入所中の概ね小学5年生以上の子どもを対象に、アンケート（無記名）を実施。

#### ウ 回答者数

62人

（内訳）平塚児童相談所一時保護施設 20人

厚木児童相談所一時保護施設 18人

大和綾瀬地域児童相談所一時保護施設 24人

#### エ 主な意見

- ・ 悩んでいるときに（職員が）相談相手になってくれる。
- ・ スマホなどの私物を持ち込みたい。

- ・ (居室について) 個室がほしい。
- ・ 先生 (学習指導員) を増やしてほしい。
- ・ 野球、サッカー、バスケットボールがしたい。
- ・ ウォシュレット、トイレ用擬音装置がほしい。
- ・ (食事の) メニューや量を増やしてほしい。
- ・ 自分の服を着たい。 など

### (3) 条例で定める基準の基本的な考え方

国は、令和6年4月1日に「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」(令和6年内閣府令第27号。以下「内閣府令」という。)を定めており、いずれの項目も一時保護施設の入所児童への支援の質の向上に資するものであることから、条例で定める基準については、内閣府令と同様の内容とする。

### (4) 条例素案

別紙のとおり

### (5) 今後のスケジュール

令和7年2月 第1回県議会定例会に条例議案を提出  
4月 条例の施行

別紙

一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（素案）

分類欄の表記：「従」＝従うべき基準、「参」＝参酌すべき基準

| 項 目              |              | 分類 | 府令の基準  | 条例の基準 | 考え方                   |
|------------------|--------------|----|--|-------|-----------------------|
| 最低基準の目的          |              | 参  | 最低基準は、一時保護施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。  | 省令どおり | 省令と異なる基準とする必要性は認められない |
| 最低基準の向上          |              | 参  | 都道府県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。   |       |                       |
| 最低基準と一時保護施設      | 最低基準の向上      | 参  | 一時保護施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。   |       |                       |
|                  | 設備・運営の低下の禁止  |    | 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている一時保護施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。  |       |                       |
| 一般原則             | 権利の配慮と人格の尊重  | 参  | 一時保護施設は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。   |       |                       |
|                  | 地域社会との交流・連携  |    | 一時保護施設は、児童の保護者及び地域社会に対し、当該一時保護施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。  |       |                       |
|                  | 業務の質の評価と改善   |    | 一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。   |       |                       |
|                  | 必要な設備        |    | 一時保護施設には、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。  |       |                       |
|                  | 構造設備         |    | 一時保護施設の構造設備は、採光、換気等入所している児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。  |       |                       |
| 非常災害対策           | 設備及び訓練       | 参  | 一時保護施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。  |       |                       |
|                  | 訓練の頻度        |    | 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。   |       |                       |
| 安全計画の策定          | 計画の策定        | 従  | 一時保護施設は、児童の安全の確保を図るため、当該一時保護施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた一時保護施設での生活その他の日常生活における安全に関する教育、職員の研修及び訓練その他一時保護施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 |       |                       |
|                  | 定期的な研修と訓練の実施 |    | 一時保護施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。   |       |                       |
|                  | 計画の見直し       |    | 一時保護施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。   |       |                       |
| 自動車を運行する場合の所在の確認 |              | 従  | 一時保護施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。  |       |                       |
| 児童を平等に取り扱う原則     |              | 従  | 一時保護施設においては、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。  |       |                       |

| 項 目       |               | 分類  | 府令の基準  | 条例の基準   | 考え方                   |
|-----------|---------------|-----|--|---|-----------------------|
| 権利擁護      | 児童に応じた権利擁護の説明 | 従   | 都道府県知事又は児童相談所長は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。                | 省令どおり   | 省令と異なる基準とする必要性は認められない |
|           | 意見又は意向を尊重した支援 | 従   | 一時保護施設においては、入所した児童に対し、その意見又は意向（法第33条の3の3に規定する意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行わなければならない。  |   |                       |
| 権利の制限     | 権利の制限の禁止      | 従   | 一時保護施設においては、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。   |   |                       |
|           | 権利の制限理由の説明    |     | 一時保護施設において、前項に規定する正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。   |   |                       |
| 行動の制限     |               | 従   | 一時保護施設においては、施設等により児童の行動を制限してはならない。   |   |                       |
| 所持品等      | 所持品の持込禁止の禁止   | 従   | 一時保護施設においては、合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。   |   |                       |
|           | 持込禁止の理由の説明    |     | 一時保護施設において、前項に規定する合理的な理由がある場合に、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上でこれを行うよう努めなければならない。                                    |   |                       |
|           | 所持品の保管        |     | 一時保護施設において、児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、き損等が生じないような設備に保管しなければならない。   |   |                       |
| 虐待等の禁止    |               | 従   | 一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。   |   |                       |
| 業務継続計画の策定 | 計画の策定         | 参   | 一時保護施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所している児童に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 |   |                       |
|           | 定期的な研修と訓練の実施  |     | 一時保護施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。  |   |                       |
|           | 計画の見直し        |     | 一時保護施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。  |   |                       |
| 設備基準      | 居室            | 面積  | 従  | 児童1人につき、4.95㎡（乳幼児のみの場合1人につき、3.3㎡）   |                       |
|           |               | 定員  | 従  | 4人以下（乳幼児のみの場合6人以下）  |                       |
|           |               | その他 | 参  | ・少年1人あたり1室とし、面積を8㎡以上とするよう努める<br>・複数児童での利用が可能な居室も設置<br>・児童の年齢により男女別<br>・ジェンダーアイデンティティに配慮 |                       |
|           | 学習等を行う室       | 従   | 設置   |   |                       |
|           |               | 参   | 児童の人数に応じた必要な面積   |   |                       |

| 項 目                  |            | 分類           | 府令の基準   | 条例の基準 | 考え方                   |
|----------------------|------------|--------------|---|-------|-----------------------|
| 設備基準                 | 屋内又は屋外運動場  | 従            | 設置  | 省令どおり | 省令と異なる基準とする必要性は認められない |
|                      |            | 参            | 児童の人数に応じた必要な面積  |       |                       |
|                      | 相談室        | 従            | 設置  |       |                       |
|                      | 食堂         | 従            | 設置（ユニットで食事を提供する場合を除く）   |       |                       |
|                      | 調理室        | 従            | 設置  |       |                       |
|                      | 浴室・便所      | 従            | 設置  |       |                       |
|                      |            | 参            | ・男女別、ただし少数の児童対象の場合共用可<br>・ジェンダーアイデンティティに配慮  |       |                       |
|                      | 医務室及び静養室   | 参            | 30人以上の施設の場合、設置  |       |                       |
| 生活の場                 | 従          | プライバシーの保護に配慮 |   |       |                       |
| 一時保護施設における職員の一般的要件   |            | 参            | 一時保護施設に入所している児童の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。 |       |                       |
| 一時保護施設の職員の知識及び技能の向上等 | 知識及び技能の習得等 | 参            | 一時保護施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。                       |       |                       |
|                      | 研修の機会の確保   | 従            | 都道府県知事は、一時保護施設の職員に対し、その資質の向上のために、一時保護施設に入所している児童の権利の擁護、児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならない。    |       |                       |
| 職員配置                 | 嘱託医        | 従            | 配置  |       |                       |
|                      | 児童指導員、保育士  |              | 満2歳未満幼児 1.6 : 1   |       |                       |
|                      |            |              | 満2歳以上満3歳未満幼児 2 : 1  |       |                       |
|                      |            |              | 満3歳以上児童 3 : 1   |       |                       |
|                      | 心理療法担当職員   |              | 児童10人につき、1人   |       |                       |
|                      | 個別対応職員     |              | 配置（10人以下の施設除く）  |       |                       |
|                      | 学習指導員      |              | 児童に応じた適切な数（学習指導を委託する施設除く）   |       |                       |
|                      | 栄養士        |              | 配置（40人以下の施設除く）  |       |                       |
|                      | 調理師        |              | 配置（調理業務の全部を委託する施設を除く）   |       |                       |
| 看護師                  | 配置         |              |   |       |                       |
| 夜間の職員配置              | ユニット未整備施設  | 従            | 2人以上配置  |       |                       |
|                      | ユニット整備済施設  |              | 1ユニットごとに1人配置（全体で最低2人以上配置）   |       |                       |
|                      | 通告に対応する施設  |              | 前2項とは別に、通告対応のための必要な職員を置くよう努めなければならない。   |       |                       |



| 項 目                          |                 | 分類 | 府令の基準   | 条例の基準 | 考え方                   |
|------------------------------|-----------------|----|---|-------|-----------------------|
| 一時保護施設の管理者等                  | 管理者             | 従  | 人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運営する能力を有する者   | 省令どおり | 省令と異なる基準とする必要性は認められない |
|                              | 指導教育担当職員        |    | 一時保護施設又は児童相談所における児童福祉に係る相談援助業務に通算5年以上従事した者  |       |                       |
|                              | 管理者等の研修         |    | 2年に1回以上、その資質の向上のためのこども家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けなければならない。(ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない)  |       |                       |
| 職員資格                         | 児童指導員           | 従  | 児童福祉施設の職員を養成する学校等の卒業した者、社会福祉士、精神保健福祉士、大学で社会福祉学・心理学・教育学・社会学を専修する学科を卒業した者、社会福祉学・心理学・教育学・社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより大学院入学を認められた者、外国の大学で社会福祉学、心理学、教育学、社会学を専攻する課程を卒業した者、高等学校等を卒業した者で2年以上児童福祉事業に従事した者、学校教諭の資格を有する者、3年以上児童福祉事業に従事した者のいずれか |       |                       |
|                              | 心理療法担当職員        |    | 心理学を専修する学科を卒業し心理療法の技術を有する者または同等以上   |       |                       |
|                              | 学習指導員           |    | 小、中、高等学校教諭の資格を有する者(学齢児童及び学齢生徒が入所する施設で学習指導員を2人以上配置する施設は、小、中学校教諭の資格を有する者を1人ずつ配置するよう努める)   |       |                       |
| 他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準 |                 | 参  | 一時保護施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該一時保護施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。   |       |                       |
|                              |                 | 従  | 前項の規定は、入所している児童の居室及び一時保護施設に特有の設備並びに入所している児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。   |       |                       |
| 衛生管理等                        | 設備、食器及び飲用水の衛生管理 | 参  | 一時保護施設に入所している児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。   |       |                       |
|                              | 感染症及び食中毒のまん延防止  |    | 一時保護施設は、当該一時保護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。  |       |                       |
|                              | 児童の身体の清潔維持      |    | 一時保護施設においては、入所している児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している児童を入浴させ、又は清拭しなければならない。  |       |                       |
|                              | 児童の衣服           |    | 一時保護施設は、入所している児童に対し清潔な衣服を提供しなければならない。なお、下着は児童の所持する物を使用させ、又は未使用のものを提供しなければならない。  |       |                       |
|                              | 医薬品の備蓄及び管理      |    | 一時保護施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。  |       |                       |
| 食事                           | 施設内調理の原則        | 従  | 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、当該一時保護施設内で調理する方法(第24条の規定により、当該一時保護施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。  |       |                       |
|                              | 献立              |    | 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している児童の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。   |       |                       |

| 項 目                 |   | 分類 | 府令の基準  | 条例の基準 | 考え方                   |
|---------------------|---|----|--|-------|-----------------------|
| 食事                  | 食品の種類及び調理方法   | 従  | 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。   | 省令どおり | 省令と異なる基準とする必要性は認められない |
|                     | 調理  |    | 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。  |       |                       |
|                     | 食育の推進   |    | 一時保護施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。  |       |                       |
| 入所した児童及び職員の健康状態の把握等 | 児童の健康状態の把握  | 参  | 児童相談所長は、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。   |       |                       |
|                     | 児童の健康の記録と医療上の措置   |    | 前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長又は都道府県知事に報告しなければならない。 |       |                       |
|                     | 調理師の健康把握  |    | 一時保護施設の職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。   |       |                       |
| 養護                  | 養護の目的   | 参  | 一時保護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行わなければならない。                              |       |                       |
|                     | 安全の確保   |    | 学習等を行う室、屋内運動場、屋外運動場等における活動は、それらの面積及び利用する児童数を勘案して、児童の安全が確保されたものでなければならない。   |       |                       |
| 生活支援、教育及び親子関係再構築支援等 | 生活支援  | 参  | 一時保護施設における生活支援は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるよう行わなければならない。  |       |                       |
|                     | 教育  |    | 一時保護施設における教育は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。  |       |                       |
|                     | 通学の支援   | 従  | 一時保護施設は、学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。       |       |                       |
|                     | 親子関係再構築支援   | 参  | 一時保護施設は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等を行わなければならない。  |       |                       |
| 一時保護解除後の支援          | 一時保護施設は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努めなければならない。 |    |  |       |                       |
| 関係機関との連携            |   | 参  | 児童相談所長は、児童の通学する学校及び必要に応じ警察、医療機関等関係機関と密接に連携して児童の支援に当たらなければならない。   |       |                       |
| 一時保護施設内部の規程         |   | 参  | 一時保護施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。<br>一 入所する児童の支援に関する事項<br>二 その他施設の管理についての重要事項   |       |                       |
| 一時保護施設に備える帳簿        |   | 参  | 一時保護施設には、入所している児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。  |       |                       |
| 秘密保持等               | 職員の秘密保持   | 従  | 一時保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。  |       |                       |

| 項 目    |          | 分類 | 府令の基準  | 条例の基準 | 考え方                   |
|--------|----------|----|--|-------|-----------------------|
| 秘密保持等  | 元職員の秘密保持 | 従  | 都道府県知事は、一時保護施設の職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。  | 省令どおり | 省令と異なる基準とする必要性は認められない |
| 苦情への対応 | 窓口の設置    | 参  | 都道府県知事は、一時保護施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。  |       |                       |
|        | 第三者の関与   |    | 都道府県知事は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該一時保護施設の職員以外の者を関与させなければならない。   |       |                       |
| 電磁的記録  |          | 参  | 一時保護施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この府令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 |       |                       |

## 5 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の一部改正について

### (1) 改正の趣旨

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）施行令の改正を踏まえ、所要の改正を行う。

### (2) 改正の概要

#### ア 車椅子利用者用トイレの設置に係る規定の整備

延べ面積が500平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物については、従来の設置基準を維持するため、1以上の車椅子利用者用トイレの設置を義務付けるよう、規定を整備する。（別紙のとおり）

#### イ その他

バリアフリー法施行令の条項ずれに伴い、所要の改正を行う。

### (3) 今後のスケジュール

令和7年2月 第1回県議会定例会に条例改正議案を提案  
6月 改正条例の施行

## 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の一部改正について

- バリアフリー法の改正施行令では、延べ面積が500平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物において、従前のおり、車椅子使用者用トイレの設置を義務付けることが出来なくなることから、本条例を改正し、これを義務付ける。

バリアフリー法施行令の改正による  
「車椅子使用者用トイレの設置基準」の影響

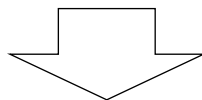
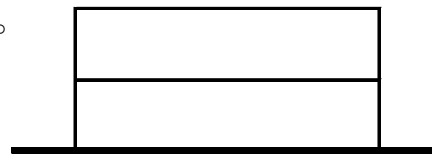
【現行】 建築物に1以上

- 延べ面積 500 m<sup>2</sup>以上 1,000 m<sup>2</sup>未満の建築物では、1以上設置される。



【改正】 床面積が 1,000 m<sup>2</sup>に達する毎に 1 以上

- 延べ面積 500 m<sup>2</sup>以上 1,000 m<sup>2</sup>未満の建築物では、設置義務が生じない。



1以上設置されるよう、条例により義務付け

## 6 ライトセンター及び聴覚障害者福祉センターの指定管理者の選定基準等について

神奈川県ライトセンター及び神奈川県聴覚障害者福祉センターの指定管理者候補の選定については、令和6年第3回（前半）県議会定例会厚生常任委員会において、選定基準の基本的な考え方等について報告したところである。

このたび、神奈川県ライトセンター及び神奈川県聴覚障害者福祉センターの指定管理者の選定基準について、外部評価委員会の意見を聴取した上で次のとおり定めたので報告する。

### (1) 選定基準について

#### ア 神奈川県ライトセンター

##### (ア) サービスの向上（70点）

県が求めるサービス水準を達成できる提案か、事業者のノウハウを活かした効果的なサービスの提供が提案されているかについて評価する。

| 評価項目   |            | 評価の視点  | 配点 |
|--|------------|--|----|
| 1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等  | 管理運営方針     | <ul style="list-style-type: none"> <li>総合的な施設の運営方針及び考え方が、視覚障がい者の視点に立ち、かつライトセンターの役割と整合しているか</li> <li>視覚障がい者福祉に関する理念があるか</li> </ul>      | 3  |
|  | 委託の考え方     | <ul style="list-style-type: none"> <li>業務の一部を委託する場合の業務内容等</li> </ul>   | 3  |
| 2 施設の維持管理  |            | <ul style="list-style-type: none"> <li>保守管理業務、清掃業務、保安警備業務等についての実施方針</li> </ul>   | 3  |
| 3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金  | 利用促進のための取組 | <ul style="list-style-type: none"> <li>より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等</li> <li>より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等</li> <li>手話言語条例への対応</li> </ul> | 3  |
|  | 苦情・要望等への対応 | <ul style="list-style-type: none"> <li>サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等</li> </ul>  | 3  |
|  | 利用者サービスの取組 | <ul style="list-style-type: none"> <li>情報提供施設としての取組</li> </ul>   | 10 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>相談、指導・訓練事業等視覚障がい者支援の取組</li> <li>視覚障がい者に対する差別の解消・虐待防止に向けた取組</li> </ul> |            | 7<br>3   |    |

|                    |          |   |   |
|--------------------|----------|---|---|
|                    |          | ・ボランティアの養成や活用等に対する取組  | 8 |
|                    |          | ・スポーツ活動の振興に対する取組  | 6 |
|                    |          | ・地域活動支援及び普及啓発の取組  | 6 |
|                    |          | ・施設管理及び視覚障がい者福祉に関する新たな事業提案の内容等  | 3 |
|                    | 自主事業の実施  | ・施設の特徴をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等   | 3 |
| 4 事故防止等安全管理        | 平常時の安全管理 | ・通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容   | 3 |
|                    | 緊急時の対応   | ・事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針<br>・急病人等が生じた場合の対応<br>(救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等) | 3 |
| 5 地域と連携した魅力ある施設づくり |          | ・周辺地域や関係団体等との連携や交流の考え方  | 3 |

(イ) 管理経費の節減等 (5点)

県が求めるサービス水準を確保するための管理経費が正確かつ適切に積算された収支計画となっているか、民間事業者のノウハウを活かした合理的な経費節減策が提案されているかについて評価する。

| 評価項目    | 評価の視点  | 配点 |
|---------|--|----|
| 6 節減努力等 | $\frac{\text{「最低の提案額」と「積算価格から20\%節減した額」のうち、高い金額}}{\text{提案額 (積算価格から20\%以上節減している場合は、積算価格から20\%節減した額)}} \times 5$ <p>注1 「提案額」、「積算価格」は、指定期間内の総額とする。<br/>注2 評価点は小数点以下切捨てとする。</p> | 5  |

(ウ) 団体の業務遂行能力 (25点)

指定管理業務を遂行できる安定した経営基盤と相応の規模を有しているか、指定管理業務を遂行できる技術的能力(専門人材の配置、類似業務の実績等)が確保されているかについて評価する。

| 評価項目 |                   | 評価の視点   | 配点 |
|------|-------------------|---|----|
| 7    | 人的な能力、執行体制        | <ul style="list-style-type: none"> <li>指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況</li> <li>業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況</li> <li>指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況</li> </ul>   | 5  |
| 8    | 財政的な能力            | <ul style="list-style-type: none"> <li>安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い</li> </ul>  | 5  |
| 9    | コンプライアンス、社会貢献     | <ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況(労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む)</li> <li>手話言語条例への対応</li> <li>指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況</li> <li>再生可能エネルギー電力の利用に向けた取組</li> <li>社会貢献活動等、災害発生時の自治体との連携、CSRの考え方と実績、SDGs(持続可能な開発目標)への取組</li> </ul> | 3  |
|      | 障がい福祉に係る法的知識等     | <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者基本法、障害者虐待防止法、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法等障がい福祉関係法令についての知識、研修体制</li> <li>障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」及び「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の主旨を踏まえた取組についての考え方</li> </ul>   | 5  |
|      | 障がい者雇用の促進         | <ul style="list-style-type: none"> <li>法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績</li> </ul>   | 2  |
| 10   | 事故・不祥事への対応、個人情報保護 | <ul style="list-style-type: none"> <li>募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況</li> <li>個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況</li> </ul>  | 2  |
| 11   | これまでの実績           | <ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績</li> <li>利用者の視点に立った点字図書等の情報提供実績</li> <li>視覚障がい者の特性を踏まえ取り組んだスポーツ振興の実績</li> <li>その他視覚障がい者の福祉、地域社会との連携や共生社会実現に向けた取組の実績</li> </ul>  | 3  |



## イ 神奈川県聴覚障害者福祉センター

### (ア) サービスの向上 (70点)

県が求めるサービス水準を達成できる提案か、事業者のノウハウを活かした効果的なサービスの提供が提案されているかについて評価する。

| 評価項目                      |  | 評価の視点   | 配点 |
|---------------------------|--|---|----|
| 1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等 | 管理運営方針   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な施設の運営方針及び考え方が、聴覚障がい者の視点に立ち、かつ聴覚障害者福祉センターの役割と整合しているか</li> <li>・聴覚障がい者福祉に関する理念があるか</li> </ul>         | 3  |
|                           | 委託の考え方   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の一部を委託する場合の業務内容等</li> </ul>   | 3  |
| 2 施設の維持管理                 |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保守管理業務、清掃業務、保安警備業務等についての実施方針</li> </ul>   | 3  |
| 3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金 | 利用促進のための取組   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等</li> <li>・より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等</li> <li>・手話言語条例の対応</li> </ul>        | 4  |
|                           | 苦情・要望等への対応   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等</li> </ul>  | 4  |
|                           | 利用者サービスの取組   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供施設としての取組やICT化に対応するための取組</li> </ul>  | 9  |
|                           |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚障がい者の支援についての取組</li> </ul>   | 9  |
|                           |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚障がい者に対する差別の解消・虐待防止に向けた取組</li> </ul>   | 3  |
|                           |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚障がい者をサポートする人材の養成や体制の整備に向けた取組</li> </ul>   | 9  |
|                           |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動支援及び普及啓発の取組</li> </ul>  | 6  |
|                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設管理及び聴覚障がい者福祉に関する新たな事業提案の内容等</li> </ul> | 5   |    |
| 自主事業の実施                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等</li> </ul>  | 3   |    |
| 4 事故防止等安全管理               | 平常時の安全管理   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容</li> </ul>   | 3  |
|                           | 緊急時の対応   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針</li> <li>・急病人等が生じた場合の対応(救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等)</li> </ul> | 3  |
| 5 地域と連携した魅力ある施設づくり        |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺地域や関係団体等との連携や交流の考え方</li> </ul>  | 3  |

(イ) 管理経費の節減等（5点）

県が求めるサービス水準を確保するための管理経費が正確かつ適切に積算された収支計画となっているか、民間事業者のノウハウを活かした合理的な経費節減策が提案されているかについて評価する。

| 評価項目    | 評価の視点  | 配点 |
|---------|--|----|
| 6 節減努力等 | <p>(指定管理料を支払う施設)</p> $\frac{\text{「最低の提案額」と「積算価格から20\%節減した額」のうち、高い金額}}{\text{提案額（積算価格から20\%以上節減している場合は、積算価格から20\%節減した額）}} \times 5$ <p>注1 「提案額」、「積算価格」は、指定期間内の総額とする。<br/>注2 評価点は小数点以下切捨てとする。</p> | 5  |

(ウ) 団体の業務遂行能力（25点）

指定管理業務を遂行できる安定した経営基盤と相応の規模を有しているか、指定管理業務を遂行できる技術的能力(専門人材の配置、類似業務の実績等)が確保されているかについて評価する。

| 評価項目            | 評価の視点   | 配点 |
|-----------------|---|----|
| 7 人的な能力、執行体制    | <ul style="list-style-type: none"> <li>指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況</li> <li>業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況</li> <li>指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況</li> </ul>   | 5  |
| 8 財政的な能力        | <ul style="list-style-type: none"> <li>安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営の状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い</li> </ul>   | 5  |
| 9 コンプライアンス、社会貢献 | <p>コンプライアンス等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況(労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む)</li> <li>手話言語条例の対応</li> <li>指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況</li> <li>再生可能エネルギー電力の利用に向けた取組</li> <li>社会貢献活動等、災害発生時の自治体との連携、CSRの考え方と実績、SDGs(持続可能な開発目標)への取組</li> </ul> | 3  |

|    |                   |   |   |
|----|-------------------|---|---|
|    | 障がい福祉に係る法的知識等     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者基本法、障害者虐待防止法、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法等障がい福祉関係法令についての知識、研修体制</li> <li>・障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」及び「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の主旨を踏まえた取組についての考え方</li> </ul> | 5 |
|    | 障がい者雇用の促進         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績</li> </ul>  | 2 |
| 10 | 事故・不祥事への対応、個人情報保護 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況</li> <li>・個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況</li> </ul>  | 2 |
| 11 | これまでの実績           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績</li> <li>・利用者の視点に立った情報提供実績</li> <li>・その他聴覚障がい者の福祉、地域社会との連携や共生社会実現に向けた取組の実績</li> </ul>  | 3 |

## (2) 外部評価委員会委員

| 氏名    | 性別 | 職業       | 分野    | 本県の指定管理者選定委員の経験の有無（委員会名） | 選定理由  |
|-------|----|----------|-------|--------------------------|---|
| 中野 泰志 | 男  | 慶応義塾大学教授 | 学識経験者 | 無                        | 神奈川県ライトセンターの事業に関するあり方検討会の座長を務めており、視覚障がい児者のバリアフリーについて研究を行うなど、視覚障がい児者の福祉に造詣が深い。 |
| 田村 順一 | 男  | 元帝京大学教授  | 学識経験者 | 無                        | 神奈川県聴覚障がい児早期支援体制整備推進協議会の会長を務めており、また、平塚ろう学校の校長を務めていた経歴があり、聴覚障がい児者の福祉に造詣が深い。    |

|        |   |                                  |                  |   |   |
|--------|---|----------------------------------|------------------|---|---|
| 徳田 暁   | 男 | 弁護士                              | 法務関係者<br>労務管理関係者 | 有（神奈川県立障害福祉関係施設（神奈川県ライトセンター・神奈川県聴覚障害者福祉センター）指定管理者外部評価委員会） | 神奈川県弁護士会から委員推薦を受けた弁護士であり、法務・労務の専門家である。                                |
| 大杉 泉   | 女 | 公認会計士                            | 経理関係者            | 有（神奈川県県土整備局指定管理者選定審査委員会）                                  | 日本公認会計士協会神奈川県会から委員推薦を受けた公認会計士であり、財務審査の専門家である。                         |
| 生田目 昭彦 | 男 | たちぼがや（障害者支援施設）施設長                | 施設関係者            | 無   | 神奈川県身体障害施設協会から委員推薦を受けた障害者支援施設の長であり、身体障がい者の福祉について豊かな知識・経験を有している。       |
| 磯部 栄子※ | 女 | 特定非営利活動法人神奈川県視覚障害者情報雇用福祉ネットワーク理事 | 利用者代表            | 無   | 障がい当事者であり、神奈川県ライトセンターの事業に関するあり方検討会ではヒアリングに協力いただくなど、ライトセンターの実情にも理解がある。 |
| 黒須 英美  | 女 | 湘南聴覚障害児親の会                       | 利用者代表            | 無   | 聴覚障害者福祉センターの利用者であり、センターの実情にも理解がある。                                    |

※令和6年第3回（前半）県議会定例会厚生常任委員会報告時からの変更

### (3) 今後のスケジュール

#### ア 神奈川県ライトセンター

- 令和7年1月～ 「神奈川県ライトセンター条例施行規則」改正に伴うパブリック・コメントの実施
- 2月 第1回県議会定例会に「神奈川県ライトセンター条例」改正議案を提出
- 4月～ 指定管理者を募集
- 7月～ 外部評価委員会等による候補者選定
- 9月 第3回県議会定例会に指定管理者の指定議案を提出
- 令和8年4月 指定管理者による管理運営開始

**イ 神奈川県聴覚障害者福祉センター**

令和7年1月～ 指定管理者を募集

4月～ 外部評価委員会等による候補者選定

6月 第2回県議会定例会に指定管理者の指定議案を提出

令和8年4月 指定管理者による管理運営開始

## 7 県立中井やまゆり園における利用者支援等の改善について

令和5年7月末に策定し、令和6年7月に改定した「県立中井やまゆり園当事者目線の支援アクションプラン～一人ひとりの人生を支援する～」(以下「アクションプラン」という。)に基づく利用者支援等の改善について報告する。

### (1) いのちに係る深刻な課題

#### ア 現状

##### (ア) 利用者の機能低下に関する課題

- ・ 園の再整備(平成12年)で入所した20～30代の利用者が現在40～50代の若さで歩行機能の低下により車椅子を利用するようになった。
- ・ 現在、車椅子を利用している利用者24名のうち、16名は、40～50代である。また、車椅子を利用している24名のうち、17名は入所後に車椅子を利用するようになった。

##### (イ) 栄養に関する課題

- ・ 低栄養が懸念される利用者は34名、食事形態に配慮が必要な利用者は57名と食事リスクのある利用者が多い。

##### (ウ) 医療に関する場面での課題

- ・ 眼科検診で白内障の所見を受ける利用者は年々増加(令和5年度42名、令和6年度44名)している。(令和6年10月現在)
- ・ てんかん薬の処方にあたって、園では定期的に脳波検査をしているが、一部利用者は障害特性のため脳波検査を受けられないと職員が判断し、検査せずに服薬しているケースがある。
- ・ 健康管理に必要な知識が不十分で、職員が日常の生活場面において健康面の変化に気づくことができていなかった。

#### イ 課題への対応

##### (ア) 園の医療体制の拡充

- ・ 長年、障害福祉分野で活躍していた医師を中井やまゆり園の「医務統括」に、医療安全問題に関して実績豊富な看護師を「医務統括補佐」として、緊急的に園に配置し、一人ひとりの利用者の状態を改めて把握し、その結果明らかになった健康リスクの改善や、看護に関するマニュアルの抜本的な見直しを進めていく。

##### (イ) 「県立中井やまゆり園における医療・健康管理問題改革委員会」に

ついて

- ・ 令和6年10月22日に「県立中井やまゆり園における医療・健康管理問題改革委員会」を設置した。
- ・ 健康管理、リハビリテーション、摂食嚥下など、各領域の専門家を委員として対応策を検討し、福祉施設における利用者の健康状態に応じた対応のルール化を進める。

## (2) アクションプランに基づく取組状況（令和6年度）

### ア 園と県本庁の取組

アクションプランに掲げる4つの柱ごとに取組を進めている。

#### (ア) 人生に共感し、チームで支援する

これまでどのような人生を歩んできたのか、生育歴から利用者の人生を理解し共感するため、まずは、生育歴の充実に向けて取組を進めている。

##### a 支援改善アドバイザーとのカンファレンスを通じた生育歴の理解と人となりシートの作成

- ・ 利用者86名中10名のカンファレンスを実施し、19名について園内での事前協議を実施（令和6年10月現在）

#### (イ) 暮らしをつくる

施設の中だけで完結していた暮らしから、当たり前前に地域で活動する暮らしに向け、次の取組を進めている。

##### a 秦野駅前拠点「らっかせい」での活動の充実

- ・ 花壇整備や公園清掃に加え、商店街でのリサイクル活動等の開始
- ・ 利用者実人数47名、延べ655名が参加（令和6年10月現在）

##### b 近隣農家や他事業所との連携による、農作業を通じた地域連携の取組

- ・ 農業に精通した社会福祉法人の指導のもと、夏野菜の苗植えから収穫に利用者が参加

##### c 園外の事業所への通所

- ・ 体験利用を含め、通所事業所へ22名、グループホームへ1名が利用（令和6年10月現在）

#### (ウ) いのちを守る施設運営

上記(1)イのとおり対応

#### (エ) 施設運営を支える仕組みの改善

##### a 利用者満足度調査の実施に向けた調査方法の検討

- b ICF（国際生活機能分類）の評価シートの作成
- c 職員の不安、悩み、ストレスを解消するための取組として、中井やまゆり園全職員向けアンケートの実施（結果は別紙のとおり）

#### イ 今後の取組

園と本庁の幹部職員がチームを編成し、支援改善アドバイザーと連携しながら、職員教育を徹底するなど、アクションプランの取組を推進する。



## 中井やまゆり園全職員向けアンケートの結果について

### (1) アンケートの目的

「当事者目線の支援アクションプラン～一人ひとりの人生を支援する～」における「IV 施設運営を支える仕組みの改善」の具体的な取組である「職員の不安、悩み、ストレスを解消するための仕組みを構築する」を推進するため、中井やまゆり園全職員向けアンケートを実施する。

また、新たな地方独立行政法人設立に向けての期待や不安等も併せて確認し、法人設立に向けた議論の材料とする。

### (2) 回答対象

中井やまゆり園全職員 187人  
 (内訳) 福祉職 150人  
 福祉職以外 37人

### (3) 回答期間

令和6年8月15日(木)～令和6年8月28日(水)

### (4) 回答方法

グループウェアシステムのアンケート機能

### (5) 回答状況

回答者 122人／187人 (65.2%)  
 (内訳) 福祉職 101人／150人 (67.3%)  
 福祉職以外 21人／37人 (56.8%)

### (6) 集計結果

ア あなたの職種を教えてください。

【単一選択】

| 選択肢   | 回答数          |
|-------|--------------|
| 福祉職   | 101人 (82.8%) |
| 福祉職以外 | 21人 (17.2%)  |
| 計     | 122人 (100%)  |

イ あなたはどの職位ですか。 **【単一選択】**

| 選択肢              | 回答数         |
|------------------|-------------|
| 主事、主任主事、技師、主任技師級 | 57人 (46.7%) |
| 主査、専門福祉司、副主幹級    | 23人 (18.9%) |
| 寮長、課長級以上         | 15人 (12.3%) |
| 臨時的任用職員          | 12人 (9.8%)  |
| 会計年度任用職員         | 12人 (9.8%)  |
| 再任用職員 (定年前・暫定)   | 3人 (2.5%)   |
| 計                | 122人 (100%) |

ウ あなたの年齢を教えてください。 **【単一選択】**

| 選択肢   | 回答数         |
|-------|-------------|
| 50代以上 | 54人 (44.3%) |
| 40代   | 25人 (20.5%) |
| 20代   | 23人 (18.8%) |
| 30代   | 20人 (16.4%) |
| 計     | 122人 (100%) |

エ あなたは、入庁何年目ですか。 **【単一選択】**

| 選択肢     | 回答数         |
|---------|-------------|
| 1～5年目   | 51人 (41.8%) |
| 21年目以上  | 40人 (32.8%) |
| 6～10年目  | 18人 (14.7%) |
| 11～20年目 | 13人 (10.7%) |
| 計       | 122人 (100%) |

オ あなたは、中井やまゆり園に勤務して通算何年目ですか。 **【単一選択】**

| 選択肢    | 回答数         |
|--------|-------------|
| 1～2年目  | 47人 (38.5%) |
| 3～4年目  | 30人 (24.6%) |
| 10年目以上 | 28人 (23.0%) |
| 5～9年目  | 17人 (13.9%) |
| 計      | 122人 (100%) |

カ あなたは、どの職務分野を選定または今後希望したいですか。

【単一選択】

| 選択肢                        | 回答数         |
|----------------------------|-------------|
| 施設系                        | 57人 (56.4%) |
| ソーシャルワーカー系                 | 29人 (28.7%) |
| 対象（職務分野を選定（希望）する職種・職位）ではない | 6人 (5.9%)   |
| 行政系                        | 4人 (4.0%)   |
| 心理系                        | 4人 (4.0%)   |
| 未回答                        | 1人 (1.0%)   |
| 計                          | 101人 (100%) |

※対象＝福祉職のみ

(参考) 施設系57人 (56.4%) の内訳

○職位別

| 項目                              |                  | 人数  | 割合    |
|---------------------------------|------------------|-----|-------|
| 常勤職員                            | 主事、主任主事、技師、主任技師級 | 27人 | 47.4% |
|                                 | 主査、専門福祉司、副主幹級    | 13人 | 22.8% |
|                                 | 寮長、課長級以上         | 8人  | 14.0% |
|                                 | 小計               | 48人 | 84.2% |
| 常勤以外の職員（再任用職員・臨時的任用職員・会計年度任用職員） |                  | 9人  | 15.8% |
| 計                               |                  | 57人 | 100%  |

○年齢別

| 項目    | 人数  | 割合    |
|-------|-----|-------|
| 20代   | 12人 | 21.1% |
| 30代   | 8人  | 14.0% |
| 40代   | 10人 | 17.5% |
| 50代以上 | 27人 | 47.4% |
| 計     | 57人 | 100%  |

○園での通算経験年数別

| 項目     | 人数  | 割合    |
|--------|-----|-------|
| 1～2年目  | 20人 | 35.1% |
| 3～4年目  | 13人 | 22.8% |
| 5～9年目  | 5人  | 8.8%  |
| 10年目以上 | 19人 | 33.3% |
| 計      | 57人 | 100%  |

○入庁後の経験年数別

| 項目      | 人数  | 割合    |
|---------|-----|-------|
| 1～5年目   | 19人 | 33.3% |
| 6～10年目  | 10人 | 17.5% |
| 11～20年目 | 3人  | 5.3%  |
| 21年目以上  | 25人 | 43.9% |
| 計       | 57人 | 100%  |

キ あなたは、中井やまゆり園が新たな地方独立行政法人（以下「新法人」とする。）に移行した後も、県職員の身分のまま派遣職員として中井やまゆり園で働きたいですか。あるいは、県職員を退職して新法人の職員として中井やまゆり園で働きたいですか。現時点の意向として、回答してください。（調査時点（R6. 8月時点）の意向） 【単一選択】

| 選択肢                           | 回答数         |
|-------------------------------|-------------|
| 中井やまゆり園ではない別の県の所属で働きたい        | 74人 (60.7%) |
| 県職員の身分のまま派遣職員として中井やまゆり園で働きたい  | 18人 (14.7%) |
| 県職員を退職して新法人の職員として中井やまゆり園で働きたい | 6人 (4.9%)   |
| その他                           | 24人 (19.7%) |
| 計                             | 122人 (100%) |

- ク 質問キで「県職員の身分のまま派遣職員として中井やまゆり園で働きたい」、「県職員を退職して新法人の職員として中井やまゆり園で働きたい」と答えた方にお聞きします。なぜ、そう思うのか、理由を選択してください。 **【複数選択】**

| 選択肢                          | 回答数         |
|------------------------------|-------------|
| 勤務条件（立地や手当等）に魅力を感じているため      | 20人 (43.5%) |
| 中井やまゆり園での業務にやりがい・魅力を感じているため  | 9人 (19.6%)  |
| 中井やまゆり園に愛着があるため              | 8人 (17.4%)  |
| 新法人の役割である福祉科学研究・人材育成に興味があるため | 3人 (6.5%)   |
| その他                          | 6人 (13.0%)  |
| 計（延べ）                        | 46人 (100%)  |

※ 対象＝キにおいて「県職員の身分のまま派遣職員として中井やまゆり園で働きたい」、「県職員を退職して新法人の職員として中井やまゆり園で働きたい」を選択した者のみ

- ケ 質問キで「県職員の身分のまま派遣職員として中井やまゆり園で働きたい」と答えた方にお聞きします。どのくらいの期間、派遣職員として働きたいですか。 **【単一選択】**

| 選択肢   | 回答数         |
|-------|-------------|
| 5年間以上 | 10人 (55.6%) |
| 3年間   | 4人 (22.2%)  |
| 1年間   | 2人 (11.1%)  |
| 2年間   | 2人 (11.1%)  |
| 4年間   | 0人 (0.0%)   |
| 計     | 18人 (100%)  |

※ 対象＝キにおいて「県職員の身分のまま派遣職員として中井やまゆり園で働きたい」を選択した者のみ

- コ 質問キで「中井やまゆり園ではない別の県の所属で働きたい」と答えた方にお聞きします。なぜ、そう思うのか、理由を選択してください。【複数選択】

| 選択肢                           | 回答数         |
|-------------------------------|-------------|
| 中井やまゆり園での業務にやりがい・魅力を感じないため    | 38人 (21.1%) |
| 自己のキャリアパスや将来のキャリアの展望のため       | 33人 (18.3%) |
| 職場の雰囲気・人間関係が良くないため            | 33人 (18.3%) |
| 勤務条件（立地や手当等）に魅力を感じないため        | 24人 (13.4%) |
| 新法人の役割である福祉科学研究や人材育成への関心がないため | 18人 (10.0%) |
| 夜勤を含むシフト勤務であるため               | 11人 (6.1%)  |
| その他                           | 23人 (12.8%) |
| 計                             | 180人 (100%) |

※ 対象＝キにおいて「中井やまゆり園ではない別の県の所属で働きたい」を選択した者のみ

- サ 新法人に対して、期待や希望することはありますか。【複数選択】

| 選択肢                           | 回答数         |
|-------------------------------|-------------|
| 職員体制の充実                       | 68人 (23.9%) |
| 職員間のコミュニケーションの充実              | 42人 (14.8%) |
| 職員間で議論する組織風土                  | 40人 (14.1%) |
| 幹部職員等によるマネジメントの充実             | 33人 (11.6%) |
| 期待や希望することはない                  | 29人 (10.2%) |
| 職員研修の充実                       | 27人 (9.5%)  |
| 新法人の役割である福祉科学研究や人材育成に対する取組の充実 | 25人 (8.8%)  |
| その他                           | 20人 (7.1%)  |
| 計（延べ）                         | 284人 (100%) |

シ あなたは、園に配属されて良かったと感じていますか。【単一選択】

| 選択肢            | 回答数         |
|----------------|-------------|
| そう思う           | 24人 (19.7%) |
| どちらかといえばそう思う   | 45人 (36.9%) |
| どちらかといえばそう思わない | 21人 (17.2%) |
| 思わない           | 32人 (26.2%) |
| 計              | 122人 (100%) |

(参考) 前回アンケート結果との比較

そう思う+どちらかといえばそう思う人の割合

前回：65.7% → 今回：56.6% (△9.1%)

ス あなたは、現在やりがいをもって仕事をしていますか。【単一選択】

| 選択肢            | 回答数         |
|----------------|-------------|
| そう思う           | 23人 (18.9%) |
| どちらかといえばそう思う   | 45人 (36.9%) |
| どちらかといえばそう思わない | 30人 (24.6%) |
| 思わない           | 24人 (19.6%) |
| 計              | 122人 (100%) |

(参考) 前回アンケート結果との比較

そう思う+どちらかといえばそう思う人の割合

前回：76.8% → 今回：55.8% (△21.0%)

セ やりがいを感じるときは、どんなときですか。【複数選択】

| 選択肢                 | 回答数         |
|---------------------|-------------|
| 利用者に喜んでもらえたと感じたとき   | 52人 (43.7%) |
| 自分の仕事が社会に必要だと感じたとき  | 32人 (26.9%) |
| 上司や同僚から業務内容を評価されたとき | 25人 (21.0%) |
| その他                 | 10人 (8.4%)  |
| 計 (延べ)              | 119人 (100%) |

※ 対象＝スにおいて「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」を選択した者のみ

ソ あなたが仕事をする上で、大切にしていることは何ですか。

【複数選択】

| 選択肢      | 回答数          |
|----------|--------------|
| 利用者への支援  | 106人 (30.5%) |
| 職場での人間関係 | 91人 (26.1%)  |
| 勤務条件・給与  | 69人 (19.8%)  |
| 組織運営     | 49人 (14.1%)  |
| その他      | 33人 (9.5%)   |
| 計 (延べ)   | 348人 (100%)  |

タ 園に目標とする先輩や同僚はいますか。

【単一選択】

| 選択肢 | 回答数         |
|-----|-------------|
| はい  | 68人 (55.7%) |
| いいえ | 54人 (44.3%) |
| 計   | 122人 (100%) |



チ 今の仕事をする中で困っていることは何ですか。 【複数選択】

| 選択肢                              | 回答数         |
|----------------------------------|-------------|
| 組織体制                             | 77人 (12.8%) |
| ハラスメント                           | 56人 (9.3%)  |
| 利用者支援（突発的・重複する事案への対応）            | 51人 (8.5%)  |
| 勤務体制                             | 50人 (8.3%)  |
| 人間関係（寮外、課外）<br>コミュニケーション・議論のしにくさ | 45人 (7.5%)  |
| 人間関係（寮外、課外）<br>支援の連携・フォロー        | 36人 (6.0%)  |
| 利用者支援（支援の検討・計画作成）                | 35人 (5.8%)  |
| 人間関係（寮内、課内）<br>コミュニケーション・議論のしにくさ | 34人 (5.7%)  |
| 人間関係（寮外、課外）<br>相談体制              | 32人 (5.3%)  |
| 人間関係（寮内、課内）<br>支援の連携・フォロー        | 29人 (4.8%)  |
| 利用者支援（家族、後見人の対応）                 | 28人 (4.7%)  |
| 事務分担                             | 27人 (4.5%)  |
| 人間関係（寮内、課内）<br>相談体制              | 22人 (3.7%)  |
| その他                              | 79人 (13.1%) |
| 計（延べ）                            | 601人 (100%) |

ツ その困っている項目のうち、特に困っていると思われる上位3つを選択してください。 【複数選択】

| 選択肢                              | 回答数         |
|----------------------------------|-------------|
| 組織体制                             | 48人 (16.4%) |
| ハラスメント                           | 42人 (14.3%) |
| 利用者支援（突発的・重複する事案への対応）            | 31人 (10.6%) |
| 勤務体制                             | 28人 (9.6%)  |
| 人間関係（寮外、課外）<br>コミュニケーション・議論のしにくさ | 19人 (6.5%)  |
| 人間関係（寮内、課内）<br>コミュニケーション・議論のしにくさ | 18人 (6.1%)  |
| 利用者支援（支援の検討・計画作成）                | 12人 (4.1%)  |
| 人間関係（寮外、課外）<br>支援の連携・フォロー        | 12人 (4.1%)  |
| 利用者支援（家族、後見人の対応）                 | 11人 (3.7%)  |
| 事務分担                             | 9人 (3.1%)   |
| 人間関係（寮内、課内）<br>支援の連携・フォロー        | 5人 (1.7%)   |
| 人間関係（寮内、課内）<br>相談体制              | 5人 (1.7%)   |
| 人間関係（寮外、課外）<br>相談体制              | 5人 (1.7%)   |
| その他                              | 48人 (16.4%) |
| 計（延べ）                            | 293人 (100%) |

- テ あなたの担当する業務に対するモチベーションを保つ方法として、重要と考えられるものを全て選択してください。 【複数選択】

| 選択肢             | 回答数         |
|-----------------|-------------|
| 私生活を充実させる       | 75人 (23.8%) |
| 給与、福利厚生等の待遇     | 70人 (22.2%) |
| 利用者支援・交流        | 60人 (19.1%) |
| 職場の同僚、上司から認められる | 56人 (17.8%) |
| その他             | 54人 (17.1%) |
| 計 (延べ)          | 315人 (100%) |

- ト 園をより働きやすい職場にするために必要なことは何だと思えますか。 【複数選択】

| 選択肢               | 回答数         |
|-------------------|-------------|
| 職員体制の充実           | 96人 (29.0%) |
| 職員間のコミュニケーションの充実  | 66人 (19.9%) |
| 幹部職員等によるマネジメントの充実 | 58人 (17.5%) |
| 職員間で議論する組織風土      | 47人 (14.2%) |
| 職員研究の充実           | 31人 (9.4%)  |
| その他               | 33人 (10.0%) |
| 計 (延べ)            | 331人 (100%) |

## (7) アンケート結果の分析と対応

### ア 結果の分析

- ・ アンケート結果を分析したところ、前回調査時より、仕事のやりがい低下し、中井やまゆり園に配属されて良かったと思っていない職員が増えていることが確認できた。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ (6)シ「あなたは、園に配属されて良かったと感じていますか」<br/>前回：65.7% → 今回：56.6% (△9.1%)</li><li>・ (6)ス「あなたは、現在やりがいをもって仕事をしていますか」<br/>前回：76.8% → 今回：55.8% (△21.0%)</li></ul> |
|--|

- ・ この結果を受け、職場環境の改善を図り、利用者支援の向上に繋げるため、設問の(6)チ「今の仕事をする中で困っていることは何ですか」及び、ツ「その困っている項目のうち、特に困っていると思われる上位3つを選択してください」において、回答数が多かった上位4項目（組織体制、ハラスメント、利用者支援（突発的・重複する事案への対応）、勤務体制）の改善を進めていく。
- ・ また、新たに設立する地方独立行政法人に関する設問は、本アンケート調査を実施した本年8月時点では、新法人の理念やビジョン、組織体制や給与等の勤務条件を示していない限定的な状況で、その時点での意向等を参考に確認するため実施したものである。  
現在、職員への説明会等を実施しているところであり、今後も、詳細な内容を順次説明していく。

### イ 今後の対応

#### (ア) 組織体制

組織体制に関しては、「指示がトップダウンで議論ができない」、「アクションプランやアドバイザーへ意見の言えない雰囲気がある」等の意見がある。

これは、アクションプランの目指す姿や意義が、共有できていない等の理由により、指示がトップダウンであると感じてしまうことも要因の1つであると考える。

については、アクションプランを共有し、本庁と園が一体となってアクションプランを推進する体制を構築していく。

具体的には、寮ごとに、課寮長と本庁福祉職等がチームを組んで取組を推進する。

- ①なぜ、生育歴をつくる必要があるのか
- ②なぜ、利用者面談が必要なのか

③なぜ、アクションプランにこだわるのか

複数の事例を通じて、アクションプランの本質を共有し、アクションプランの必要性を「共通言語化」する。

また、本庁幹部職員と園職員との意見交換会を実施し、現場職員の生の声を聞く機会を設けていく。

(イ) ハラスメント

「幹部職員やアドバイザーが思いやりや配慮に欠けた態度をとる」、「会議等で強く叱責される」等の意見があった。

本庁と園幹部職員、支援改善アドバイザーは、アンケート結果を受け止め、ハラスメントのない職場づくりを進めていく。

とりわけ、アドバイザーの件については、利用者のいのちに直結する場面で、多くは、それを食い止めるための厳しい言動と考えられるため、本庁と園は真摯に受け止め、支援を改善する必要がある。

また今後は、ハラスメントを受けた・見聞きした場合の「職員向け相談窓口」等についても、細やかに周知していく。

(ウ) 利用者支援（突発的・重複する事案への対応）

「医療支援が必要な方の体調管理が難しい」、「福祉と医療の線引きが分からない」等の意見があった。

については、園の医療体制の拡充として、長年、障害福祉分野で活躍していた医師を「医務統括」に、医療安全問題に関して実績豊富な看護師を「医務統括補佐」として配置した。

また、令和6年10月22日に「県立中井やまゆり園における医療・健康管理問題改革委員会」を設置し、福祉が対応すべき領域や対応方法のルール化を検討していく。

(エ) 勤務体制

「欠員が解消されずシフトのやりくりが難しい」、「年休等が希望どおり取得できない」等の意見があった。

については、不足が生じている職員体制について分析し、誰もが生き生きと働くことができる職場環境の改善を図っていく。

また、職員の負担を軽減できるよう、寮間での応援体制やシフト体制見直しの検討に着手する。

(オ) 新たな地方独立行政法人の設立

「職員に対する説明が不十分」、「派遣期間や派遣後の身分保障や労働条件が不明」等の不安の声や、「大学等との研究機関との交流、学術的な価値が認められる研究が行われることを期待」、「やりがいを持って働ける人材育成を期待」等の意見があった。

今後、新たな地方独立行政法人の理念やビジョン、組織体制、給

与等の勤務条件を示した後に、再度アンケート調査を実施し、中井やまゆり園で働きたい職員が増えるよう取組を進める。

(カ) 総括

本庁と園は、アンケートで出された意見等を真摯に受け止め、課題の改善を早急に進めていく。

中井やまゆり園職員アンケート設問一覧

| 設問<br>番号 | 設問   |
|----------|--|
| 1        | あなたの職種を教えてください。【選択肢】   |
| 2        | あなたはどの職位ですか。【選択肢】  |
| 3        | あなたの年齢を教えてください。【選択肢】   |
| 4        | あなたは、入庁何年目ですか。【選択肢】  |
| 5        | あなたは、中井やまゆり園に勤務して通算何年目ですか。【選択肢】  |
| 6        | (本設問は福祉職のみお答えください。)あなたは、どの職務分野を選定または今後希望したいですか。【選択肢】   |
| 7        | あなたは、中井やまゆり園が新たな地方独立行政法人(以下「新法人」とする。)に移行した後も、県職員の身分のまま派遣職員として中井やまゆり園で働きたいですか。あるいは、県職員を退職して新法人の職員として中井やまゆり園で働きたいですか。現時点での意向として、回答してください。<br>※ 現状把握のためのアンケートであり、今後の人事異動等への影響は決してありません。<br>※ 再任用職員、臨時的任用職員及び会計年度任用職員の方は「新法人の職員として中井やまゆり園で働きたい」、「中井やまゆり園ではない別の県の所属で働きたい」、「その他」の中から選択してください。【選択肢】 |
| 8        | 設問7で「その他」と答えた方にお聞きします。その具体的な内容を記載してください。【自由記載】   |
| 9        | 設問7で「県職員の身分のまま派遣職員として中井やまゆり園で働きたい」、「県職員を退職して新法人の職員として中井やまゆり園で働きたい」と答えた方にお聞きします。なぜ、そう思うのか、理由を選択してください。【複数選択可】   |
| 10       | 設問9で「その他」と答えた方にお聞きします。その具体的な内容を記載してください。【自由記載】   |
| 11       | 設問7で「県職員の身分のまま派遣職員として中井やまゆり園で働きたい」と答えた方にお聞きします。どのくらいの期間、派遣職員として働きたいですか。【選択肢】   |
| 12       | 設問7で「中井やまゆり園ではない別の県の所属で働きたい」と答えた方にお聞きします。なぜ、そう思うのか、理由を選択してください。【複数選択可】   |
| 13       | 設問12で「その他」と答えた方にお聞きします。その具体的な内容を記載してください。【自由記載】  |
| 14       | 新法人に対して、期待や希望することはありますか。【複数選択可】  |
| 15       | 設問14で「その他」と答えた方にお聞きします。その具体的な内容を記載してください。【自由記載】  |
| 16       | 新法人に県職員の身分のまま派遣された場合、不安や質問、提案等がありますか。【自由記載】  |
| 17       | 新法人では「福祉科学研究」が大きな役割となりますが、期待や希望することはありますか。【自由記載】   |
| 18       | 新法人では「人材育成」が大きな役割となりますが、期待や希望することはありますか。【自由記載】   |
| 19       | あなたは、園に配属されて良かったと感じていますか。【選択肢】   |

| 設問<br>番号 | 設問   |
|----------|--|
| 20       | 設問19で選択した理由を記載してください。【自由記載】  |
| 21       | あなたは、現在やりがいをもって仕事をしていますか。【選択肢】   |
| 22       | 設問21で「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた方にお聞きします。やりがいを感<br>じるときは、どんなときですか。【複数選択可】              |
| 23       | 設問22で「その他」と答えた方は具体的な内容を記載してください。【自由記載】   |
| 24       | 設問21で「どちらかというと思わない」、「思わない」と答えた方にお聞きします。なぜ、やり<br>がいが無いと感じていますか。その理由を記載してください。【自由記載】   |
| 25       | あなたが仕事をする上で、大切にしていることは何ですか。【複数選択可】   |
| 26       | 園に目標とする先輩や同僚はいますか。【選択肢】  |
| 27       | 今の仕事をする中で困っていることは何ですか。【複数選択可】  |
| 28       | その困っているのうち項目のうち、特に困っていると思われる上位3つを選択してください。   |
| 29       | 設問27、28で答えた、その具体的な理由や内容を記載してください。【自由記入】  |
| 30       | あなたの担当する業務に対するモチベーションを保つ方法として、重要と考えられるものを全て選択<br>してください。【複数選択肢】                      |
| 31       | 園をより働きやすい職場にするために必要なことは何だと思えますか。【複数選択可】  |
| 32       | 設問31で「その他」と答えた方にお聞きします。その具体的な内容を記載してください。【自由記<br>載】                                  |
| 33       | アンケートは以上です。御回答ありがとうございました。その他、職場や業務の改善、独法化に係る<br>内容等について、何か意見、感想がございましたら自由に記載してください。 |



## 8 県立中井やまゆり園元利用者の死亡事案に係る検証の中間報告書概要について

県立中井やまゆり園(以下「園」という。)の元利用者が、令和6年7月4日に転居先の千葉県長生村で死亡した事案について、県内の支援機関を構成員とする検証チームの会議を3回開催し、このたび、中間報告書を取りまとめたので、報告する。

### (1) 検証チームの設置

元利用者に関わりのある県内の支援機関とともに、転居前の生活や支援状況を振り返り、地域での生活を支えるために必要な支援等について検証をするため、「中井やまゆり園元利用者の死亡事案に係る検証チーム」を設置した。

#### ア 構成員

(座長) 佐藤 彰一氏(國學院大學名誉教授)

(支援機関) 中井やまゆり園、支給決定自治体、相談支援事業所、短期入所事業所、障害サービス課

#### イ 開催状況

(第1回) 令和6年8月27日(火)

議題 ○ 検証チームの進め方  
○ 支援機関ごとの検証

(第2回) 令和6年9月12日(木)

議題 ○ 検証チームの進め方  
○ 支援機関ごとの検証  
○ 支援機関の連携についての検証  
○ 制度や仕組みの検証

(第3回) 令和6年10月28日(月)

議題 ○ 中井やまゆり園元利用者の死亡事案に係る検証チーム  
中間報告書(案)について  
○ 今後の検証について

### (2) 中間報告書について

#### ア これまでの検証チームの議論

(ア) 支援機関ごとの振り返り

(園・県本庁)

- ・ 本人の生き辛さや人生を理解しようせず、ケースワークの視点を持った支援がなく、親身になって本人に寄り添う職員がいなかった。
- ・ 短期入所や長期入所を家族が求めた際の機械的な対応が、家族を追い詰め、家族が将来に希望を持ってなくなってしまった。
- ・ 県本庁は、方針は示すが、施設入所を待機する方への対応についてなんら関与しなかった。
- ・ いのちに係ることが想定される重要な問題として、組織でしっかりと共有し対応することができなかった。

(短期入所事業所)

- ・ 短期入所以外のサービス利用を提案する余裕はなかった。
- ・ 父親の本人への行為は、継続的に行われたものではないという認識で、親子を引き離すまでの危機感はなかった。

(相談支援事業所)

- ・ 家族の介護疲れからくる家庭生活のリスクに対し、虐待事案との認識はあったが、関係機関が同じ意識、目線を持っていなかった。
- ・ 転居先の基幹相談支援センターからは、サービスを組み立てるということだったので、関与しなかったが、状況を確認すべきだった。

(市)

- ・ 関係者でケース会議を実施し、虐待リスクに注意することを共有していたが、関係者内で引き継がれたかは確認できなかった。
- ・ 市に対し、本人の行動障害の強さや家族の介護負担、虐待リスクなどの報告がある中、地域で活用できるサービスがないか計画相談や基幹相談と協議する必要があった。

(イ) 支援機関の連携についての検証

- ・ 本人の行動だけに着目し、生き辛さを理解、共感し、本人と家族の暮らしを支えていくという視点で支援機関が連携していなかった。
- ・ 家族の介護疲れなど家庭で生活するリスクを念頭において、本人の在宅での支援に向けて支援機関が連携していなかった。

(ウ) 制度や仕組みの検証

- ・ 短期入所は、一般的な利用と同様に制度上の月15日以内と支給決定するなど、本人の家庭生活上のリスクを考慮できておらず、地域生活の支援として十分に機能していなかった。

- ・ 家族の高齢化や体調不良、介護疲れや本人の家庭生活のリスクに対し、自立支援協議会や地域生活支援拠点の活用につながらなかった。
- ・ 行動障害の強い本人に対し、施設と精神科病院以外に地域の仕組みが十分に機能していなかった。

## イ 同様の事案の発生を防ぐための各論点

(在宅支援(短期入所を含めた地域生活支援))

- ・ 本人の地域生活のために必要な取組は何か
- ・ 本人の地域生活支援のために短期入所はどうあるべきか

(施設入所支援)

- ・ 施設入所支援の公正な判断に必要な取組は何か
- ・ 県立施設が連携して果たすべき役割は何か

(家族への支援)

- ・ 家庭での家族の介護に対し必要な取組は何か
- ・ 施設はレスパイトケアの受入れをするだけでなく、家族に対してどのような支援が求められるか

(リスクのある家庭への緊急対応)

- ・ リスクのある家庭を地域で支えるための取組は何か
- ・ リスクのある本人の意思決定支援をどのように行うか

## ウ 今後の対応

これまでの検証では、強い行動障害のある重度の知的障害の方の地域生活を入所施設としてどのように支援してきたのか、さらには、何ができ、何が十分でなかったのか、整理できていない。

また、両親の就労や身体の状態、他に頼れる親族の有無など、元利用者の家庭での支援にどのような影響を与える要素があったかなど、整理ができておらず、加えて、転居後の対応について、引継ぎは適切だったのか、なぜ障害福祉サービスにつながっていなかったのかなど、確認する必要がある。

したがって、引き続き、検証を進めるとともに、本中間報告後の対応として、家族に対するヒアリング調査や他の県立施設に対する入所調整の確認、転居先の長生村に対する引継ぎ時の対応を確認するなど、本事案について、さらに検証を深め、最終報告書を取りまとめる。

<別添参考資料>

参考資料3 中井やまゆり園元利用者の死亡事案に係る検証チーム中間報告書

## 9 障害者支援施設や障害者グループホームの利用を希望する方の実態調査の実施について

県が実施を予定する障害者支援施設や障害者グループホーム（以下「施設等」という。）の利用を希望する方の実態調査について、報告する。

### (1) 趣旨

県は、障害の特性や程度によって、施設等の利用ができないといった、「当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」に基づく計画だけでは、把握できないニーズがあると考えており、国の動向を注視しながら、施設等を利用できない方の実態を調査する。

### (2) 調査概要

#### ア 目的

施設等の利用を希望する方の理由やその背景を確認し、量的な対応だけでなく、質的にも充足できるような対応を検討する。

#### イ 調査対象

- (ア) 県内全市町村
- (イ) 基幹相談支援センター
- (ウ) 障害当事者・家族

※ 障害者支援施設は、国が着手した実態調査により把握する。

#### ウ 主な調査内容

- (ア) 障害当事者の状況
  - ・ 障害支援区分
  - ・ 障害福祉サービス等の支給決定状況
  - ・ 現在の障害福祉サービス等の利用状況 など
- (イ) 家族等の状況
  - ・ 主に介護をしている人の年齢や就労状況等
  - ・ 主に介護をしている人以外の家族の状況 など
- (ウ) 施設等の利用を希望する方の意向
  - ・ 障害当事者、家族、自治体、関係機関などの主体の特定
  - ・ 希望しているサービスの種類及び量
  - ・ 家族が入所を希望する理由 など
- (エ) 障害当事者が居住する地域の社会資源の状況

- ・ 地域生活支援拠点等の整備状況
- ・ 重度訪問介護等のサービス提供状況 など
- (オ) 障害当事者をめぐる支援体制の整備状況
  - ・ 障害者団体、NPO、保健福祉サービス等の状況 など

## エ 調査方法

アンケート及びヒアリング調査

### (3) 今後のスケジュール

|           |                             |
|-----------|-----------------------------|
| 令和6年12月中旬 | 実態調査開始                      |
| 令和7年1月下旬  | 県所管域の市町村の回答期限               |
| 2月        | 県所管域分の集計・分析<br>関係者へのヒアリング実施 |
| 3月上旬      | 中間報告                        |
| 3月下旬      | 政令指定都市及び中核市の回答期限            |
| 4月以降      | 対応策の検討                      |

## 10 「愛名やまゆり園虐待事案に関する第三者委員会中間報告書」を受けての対応について

社会福祉法人かながわ共同会（以下「共同会」という。）が設置した第三者委員会が公表した、「愛名やまゆり園虐待事案に関する第三者委員会中間報告書」（以下「中間報告書」という。）を受けての県の対応について報告する。

### (1) 経緯

- |         |  |
|---------|--|
| 令和5年11月 | 元職員による利用者の骨折事案が発生<br>共同会が県に改善計画（第1次）を提出  |
| 12月     | 別職員による利用者の額をスプーンで叩く事案が発生   |
| 令和6年4月  | 共同会が第三者委員会を設置<br>県が共同会に対して行政処分（新規入所者の受入停止6か月間）と改善勧告を実施<br>共同会が県に改善計画（第2次）を提出   |
| 6月      | 元職員が、公判で「自分の部署では半数程度の職員が虐待に関わっている。」などと証言   |
| 9月      | 第三者委員会が共同会に中間報告書を提出（30日）<br>共同会が県に中間報告書を提出（30日）  |
| 10月     | 第三者委員会が県へ虐待疑い事案38件を情報提供（4日）<br>県が関係自治体へ虐待通報（7、8日）<br>第三者委員会が中間報告書を公表（10日）<br>共同会・県が家族及び利用者代表に報告（19日）<br>愛名やまゆり園・県が利用者自治会で報告（30日） |

### (2) 中間報告書の指摘事項への対応状況

県では、虐待通報した38事案の調査を進めるとともに、支援改善チームを立ち上げ、第三者の助言を得ながら中間報告書で指摘された問題点を検証し、改善提案に対する改善策を検討している。

#### ア 虐待が疑われる事案

##### (ア) 対応状況

- 令和6年10月8日以降、県と関係自治体とが合同で「障害者虐待防止法」に基づき、園の幹部職員や加害の疑いのある職員等(20人)に対し、ヒアリング調査などを実施した。

- ・ 県は、令和6年10月28日からは、「障害者総合支援法」第48条の規定に基づく特別監査に切り替え、調査を実施している。

(イ) 今後の対応

- ・ 関係自治体による「障害者虐待防止法」に基づく調査結果も踏まえ、県の監査結果をまとめる。
- ・ 監査の結果、利用者への虐待や不適切な支援があったと判断した場合は、行政処分も含めて、厳正に対処する。
- ・ 11月に開催された家族会での意見を踏まえ、利用者の家族から、ヒアリングを行う方向で調整する。

## イ 支援改善チームによる対応

(ア) 検証の状況

a 中間報告書において検証すべきとされた事項

(個室化について)

- ・ 愛名やまゆり園は成人施設として昭和60年に再整備された。
- ・ 平成3年度に作成された「かながわ福祉プラン基本計画」では、個室化などの方針が掲げられたが、再整備されたばかりの同園は、この計画の対象施設には位置付けられなかった。
- ・ 県が、共同会に運営を委託した平成12年度から平成17年度の間、共同会が4人部屋に間仕切りを入れるなど簡易な対応を行ったと考えられ、関係書類等の確認を続けている。

(県直営施設で行われていた支援内容とその影響について)

- ・ 県は、平成12年度に愛名やまゆり園の運営を共同会へ委託し、平成18年度には指定管理者制度を導入した。
- ・ 平成24年に障害者虐待防止法が施行され、県は、その内容や、適切な手続きを踏まえない身体拘束が虐待であることを県立施設に周知したが、身体拘束の実施状況等は確認しなかった。
- ・ 平成26年度以降に、せせらぎ寮で勤務した職員について、過去に津久井やまゆり園での勤務経験を確認しながら、引き続き、支援記録等を確認するなど検証を継続する。
- ・ 令和3年3月に取りまとめられた「障害者支援施設における利用者目線の支援検討部会報告書」において、同園では身体拘束について、どのように取り組んだらよいか、分からないようだったと指摘された。
- ・ 令和4年3月に公表された、「当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会報告書」に基づき、指定管理施設の募集要



項や業務の水準等が見直されたが、同園は指定管理継続中であり、見直しを行わなかった。

(神奈川県強度行動障害対策事業の総括について)

- ・ 平成9年7月、県は、標準化された支援方法の導入などにより、行動障害を軽減し、地域に戻すことを目的として神奈川県強度行動障害対策事業(以下「対策事業」という。)を開始した。
- ・ 「県立障害福祉施設等あり方検討委員会報告書(平成26年1月公表)」では、対策事業について、一定程度行動障害が軽減されても、民間施設へ移行することが難しいと指摘された。
- ・ 令和5年3月、県立施設をはじめ関係する団体等へ説明を行い、対策事業の廃止による影響がないことを確認した上で、事業廃止としたが、対策事業に代わる内容の検討は行っておらず、県立施設に示せていない。

b 県独自に検証を進めている事項

(県の関与について)

- ・ 令和3年『津久井やまゆり園の支援内容にかかる「県の関与」の検証調査報告書』において、県立施設に対する県の関与について改善策を策定した。
- ・ 策定された「県の関与」の実行状況やその効果について、書類を確認した上で、県担当者や園職員等関係者へのヒアリングなどを行いながら検証を進めている。

(個別事案への対応状況について)

- ・ 令和元年度以降に愛名やまゆり園から収受した全ての事故報告や虐待事案等について検証を行っている。
- ・ そのうち、怪我等の再発が繰り返されているものや、事案発生後の対策・対応を把握できないもの等について、その後の対応状況の検証を進めている。

(イ) 改善提案等に対する対応策(骨子)

中間報告書において、第三者委員会から提案された7つの改善策のうち、県が主体的に取り組むべき事項についての対応策(骨子案)は次のとおり。

(現状の職員数に見合った利用者数にしていく)

- ・ 利用者定員の適正規模について、個室化を前提として検討を進める。
- ・ 利用者定員を適正規模にするための緊急避難的な利用者の他施設等への移動を検討する。

- ・ 施設入所を待機する障害者等の実態を確認するとともに、新規入所や短期入所の停止について検討する。  
(大規模施設支援の限界を乗り越え、職員のやる気を喚起するため、利用者の地域移行を推進する)
- ・ 地域生活移行を進めながら、個別支援が行える生活空間や将来的な機能について、施設整備を検討する。  
(相部屋の解消)
- ・ 利用者定員の適正化を進めながら、相部屋を解消する計画を作成する。  
(監査及びモニタリングの見直し)
- ・ 愛名やまゆり園については、令和2年度に「津久井やまゆり園利用者支援検証委員会」で利用者支援の見直しを行って以降、定期モニタリング、随時モニタリング、総合支援法に基づく実地指導や監査等を実施していた。
- ・ これまでのモニタリングや監査が有効に機能していたかどうか等について検証を進めている。

#### ウ 今後の対応

- ・ 引き続き、虐待が疑われる事案について検証を進めるとともに、県の支援改善チームと法人の改善チームが連携しながら、利用者支援の改善について指導を行う。
- ・ 対応策（案）をとりまとめ、令和7年第1回県議会定例会厚生常任委員会に報告する。

#### <別添参考資料>

参考資料4 「社会福祉法人かながわ共同会愛名やまゆり園虐待事案に関する第三者委員会 中間報告書」

## 11 今後の県立障害者支援施設のあり方について

令和5年12月に策定した「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」の中で示した各県立障害者支援施設（以下「県立施設」という。）の方向性について、現在の取組状況を報告する。

### (1) 県立施設として継続する施設

#### ア 中井やまゆり園

令和8年4月に新たな地方独立行政法人を設立し、同時に中井やまゆり園を同法人による運営に移行することを目指している。

#### (ア) 検討状況

##### a 法人制度

- ・ 組織の基本となる定款の素案について作成した。

##### b 組織体制

- ・ 障害者の地域での暮らしを支えるため事業者や住民と連携して、地域づくりに取り組むとともに、当事者目線の支援による利用者の行動変化などを現場職員自ら研究し、その成果を実践する組織体制の検討を進めている。

##### c 人事・給与制度

- ・ 人事・給与制度及びプロパー職員の採用計画の検討を進めている。

##### d 財務・会計制度

- ・ 財務・会計制度及び法人に出資する財産の整理の検討、測量等を進めている。

##### e 情報システム

- ・ 情報システム基本構想・計画を策定した。

##### f 福祉科学研究・人材育成

- ・ 研究体制について関連分野の大学教授等にヒアリングを実施し、検討を進めている。
- ・ 法人職員のキャリアパス等の人材育成計画の検討を進めている。
- ・ 令和6年11月21日に第3回福祉を科学する検討会を開催した。

#### (イ) 今後のスケジュール

令和7年2月 第1回県議会定例会に定款案及び神奈川県地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例案を提出

令和7年度中 県議会に中期目標案等を提出  
総務大臣による法人の設立認可  
令和8年4月 法人の設立

## (2) 民間法人への移譲を検討する施設

### ア さがみ緑風園

#### (ア) 現状

- ・ 平成14年の開設時は定員160名の大規模施設であったが、入所者の減少が続き、現在の入所者数は35名（定員50名）である。
- ・ このため、2階建ての建物のうち居住フロアとして使用しているのは、2階の一部だけとなっている。
- ・ 最重度の身体障害者用の施設として、民間施設に比べて広く、ゆとりを持ったつくりの建物であり、維持・管理費がかかる。

#### (イ) 検討状況

- ・ 建物の使用していない部分（建物1階部分と2階の一部）の活用に向けて、地域の福祉的ニーズを把握するため、関係機関にヒアリングを行った。

#### (ウ) 今後の対応

- ・ 引き続き、未使用部分の活用の可能性を検討するとともに、今後、周辺の事業所等と意見交換をしながら、医療的ケアが必要な身体障害者が地域で生活するために必要な資源やサービスを把握し、移譲方針等を整理する。
- ・ 現在の入所者数を踏まえて、来年度から定員を40名に変更する。

### イ 厚木精華園

#### (ア) 現状

- ・ 市街地から離れた立地であり、園外での日中活動の機会や地域との交流の場が少ない状況である。また、高齢の知的障害者支援のモデル施設であったことから高齢者が多く、地域生活移行が進んでいない。
- ・ 隣接地は土砂災害特別警戒区域に指定されている。
- ・ 建物は築29年が経過し、定員112名の大規模施設で、2人部屋が中心の多床室となっている。
- ・ 指定管理は令和7年度までであり、令和8年度以降の運営方針を示す必要がある。

#### (イ) 検討状況

- a 移譲条件
    - ・ 民間移譲にあたって、この地域での事業展開を検討するため、近隣で障害福祉サービス事業所を運営する複数の民間法人から、現在の運営状況、課題、今後の運営の方向性等のヒアリングを行った。
  - b 指定期間満了後の運営体制
    - ・ 指定期間が満了する令和8年度以降の運営体制については、上記の移譲条件の検討に時間を要する見込みであり、家族会等の意見、現在の法人や施設運営の課題への対応を確認しながら、指定期間の延長について検討している。
- (ウ) 今後の対応
- ・ 民間移譲についても、引き続き、民間法人等と意見交換を重ねながら、移譲方針等を検討する。

## ウ 三浦しらとり園

- (ア) 現状
- ・ 知的障害児と知的障害者の複合施設である。
  - ・ 建物は築41年が経過し、児者あわせて定員152名の大規模施設で、多床室が中心となっており、老朽化が進んでいることから、再整備が必要となっている。
- (イ) 検討状況
- 再整備を含めた、民間移譲の方針を整理するため、家族会、職員、複数の民間法人等と意見交換を行っている。
- (ウ) 今後の対応
- 障害児施設及び障害者施設に今後求められる役割に応じて、再整備後の施設に必要な生活環境を検討するため、引き続き、関係者との意見交換を進めていく。

## (3) 引き続き方向性を検討する施設

### ア 芹が谷やまゆり園及び津久井やまゆり園

- (ア) 現状
- ・ 両園ともに建物は小規模ユニット施設として整備されている。
  - ・ 園外に日中活動の拠点を設置し、又は設置する計画があるなど、積極的に地域生活移行に取り組もうとしている。
  - ・ 両園とも指定期間が令和9年度までであるため、遅くとも令和8年中には方向性を示す必要がある。

(イ) 検討状況

方向性の検討にあたって、各園の特徴や現状を把握するために、両施設を訪問して、日中活動、地域団体との連携、周辺地域の資源等について、視察やヒアリング等を行っている。

(ウ) 今後の対応

引き続き、両施設の状況を把握し、福祉科学研究や人材育成といった県立施設としての役割を果たすべき施設であるかを検討する。

## イ 愛名やまゆり園

(ア) 現状

- ・ 県全域からアクセスがしやすく、障害福祉サービス事業所をはじめ、地域資源が豊富な県央地域に立地している。
- ・ 建物は築38年が経過し、定員120名の大規模施設で、4人部屋が中心の多床室となっており、老朽化が進んでいることから、再整備が必要となっている。
- ・ 再整備するにあたっては、将来的に、利用者の方々が地域に溶け込んで暮らせるようにするためには、どのようなあり方がふさわしいか、外部有識者等の意見を伺いながら、検討を進める。
- ・ 県立施設として存続し、中井やまゆり園とともに、地方独立行政法人が一体的に運営することを視野に入れて検討を進める。
- ・ 指定管理は令和7年度までであり、令和8年度以降の運営方針を示す必要がある。
- ・ かながわ共同会が設置した第三者委員会が「愛名やまゆり園虐待事案に関する第三者委員会中間報告書」（以下「中間報告書」という。）を取りまとめ、かながわ共同会及び県に対する改善提案がされた。
- ・ 県は、中間報告書で指摘された問題点を検証し、改善提案に対する改善策を検討するため、支援改善チームを立ち上げた。

(イ) 検討状況

a 再整備

中間報告書を受けて、再整備とあわせて現施設における多床室の解消（個室化）の検討を始めた。

将来的に目指す「地域に溶け込んだ暮らし」のイメージや再整備について、利用者、関係団体等と意見交換を行った。

b 指定期間満了後の運営体制

指定期間が満了する令和8年度以降の運営体制については、再

整備や地方独立行政法人による運営を視野に入れた検討に時間を要する見込みであり、家族会等の意見、現在の法人や施設運営の課題への対応を確認しながら、指定期間の延長について検討している。

(ウ) 今後の対応

- ・ 利用者、ご家族等、関係者の意見を伺いながら、県と法人が連携して支援改善策を検討し、早急に改善に取り組む。
- ・ 地方独立行政法人による運営を視野に入れて、引き続き、関係者と意見交換をしながら、導入の是非、導入する場合の時期等について検討を進める。
- ・ 再整備については、かながわ共同会が設置した第三者委員会からの提言も踏まえ、多床室の解消（個室化）などの生活環境の改善を含め、将来の障害福祉のあり方を見据えた検討を進める。

(参考：県立施設の概要)

| 施設名<br>(所在地)         | 管理方法 | 主な対象           | 定員          | 築年数<br>(部屋)      |
|----------------------|------|----------------|-------------|------------------|
| 中井やまゆり園<br>(中井町)     | 直営   | 知的障害者          | 140人        | 築24年<br>(個室・多床室) |
| さがみ緑風園<br>(相模原市南区)   | 直営   | 身体障害者          | 50人         | 築21年<br>(個室中心)   |
| 芹が谷やまゆり園<br>(横浜市港南区) | 指定管理 | 知的障害者          | 66人         | 築2年<br>(個室)      |
| 津久井やまゆり園<br>(相模原市緑区) | 指定管理 | 知的障害者          | 66人         | 築2年<br>(個室)      |
| 愛名やまゆり園<br>(厚木市)     | 指定管理 | 知的障害者          | 120人        | 築38年<br>(多床室中心)  |
| 厚木精華園<br>(厚木市)       | 指定管理 | 知的障害者          | 112人        | 築29年<br>(多床室中心)  |
| 三浦しらとり園<br>(横須賀市)    | 指定管理 | 知的障害児<br>知的障害者 | 40人<br>112人 | 築41年<br>(多床室中心)  |

## 12 新たな地方独立行政法人の定款の素案について

令和5年12月に策定した「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」に基づき、令和8年4月に新たな地方独立行政法人を設立し、同時に中井やまゆり園を同法人による運営に移行することを目指して準備を進めている。

地方独立行政法人を設立するためには、議会の議決を経て定款を定め、総務大臣の認可を受ける必要があり、今般、定款の素案を作成したため報告する。

### (1) 定款（素案）

#### ア 目的

この地方独立行政法人は、神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例の基本理念に基づき、障害者の地域生活を支援するとともに、福祉を科学的に研究し、その成果を実践する人材を育成する拠点となり、福祉に関する諸課題の解決に広く貢献することにより、誰もがその人らしく暮らすことができる地域共生社会を実現することを目的とする。

#### イ 名称

この地方独立行政法人は、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構（以下「法人」という。）と称する。

#### ウ 設立団体

法人の設立団体は、神奈川県とする。

#### エ 主たる事務所の所在地

法人の主たる事務所は、神奈川県足柄上郡中井町に置く。

#### オ 法人の種別

法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

#### カ 役員

法人に、役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置く。

#### キ 役員任命

(ア) 理事長は、知事が任命する。

(イ) 副理事長及び理事は、理事長が任命する。



(ウ) 監事は、知事が任命する。

#### ク 理事会

法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事で構成する。

#### ケ 業務の範囲

- (ア) 障害者の地域生活の支援及び障害者支援施設等の運営を行うこと。
- (イ) 福祉の科学的な研究及び人材育成を行うこと。
- (ウ) 地域共生社会に関する普及啓発を行うこと。
- (エ) 前3号に掲げる業務に基づき、福祉に関する諸課題に対する取組を行うこと。
- (オ) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

#### コ 資本金

法人の資本金は、県が全額出資する。

#### (2) 今後のスケジュール

- |        |   |
|--------|---|
| 令和7年2月 | 第1回県議会定例会に定款案及び神奈川県地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例案を提出                        |
| 令和7年度中 | 神奈川県地方独立行政法人神奈川県立福祉機構評価委員会（仮称）を設置<br>県議会定例会に中期目標案等を提出<br>総務大臣による法人の設立認可 |
| 令和8年4月 | 法人の設立   |

(総務政策常任委員会提出資料)

## 中井やまゆり園の地方独立行政法人化に伴う 地方独立行政法人評価委員会の設置について

### (1) 新たな評価委員会の設置

神奈川県立中井やまゆり園は、令和8年4月に地方独立行政法人へ移行することを予定している。

地方独立行政法人の設立にあたっては、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第11条により、設立団体に地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、附属機関として地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、評価委員会に関する事項は条例で定めることとされている。

### (2) 設置の考え方

現在、県では、「神奈川県地方独立行政法人神奈川県立病院機構評価委員会」及び「神奈川県地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所評価委員会」並びに「神奈川県公立大学法人神奈川県立保健福祉大学評価委員会」の3つの評価委員会を設置している。

法では、地方独立行政法人の中期目標を定めるに当たり、あらかじめ評価委員会の意見を聴くこととされているため、令和8年4月に予定している地方独立行政法人神奈川県立福祉機構（仮称）の設立に先立ち、神奈川県地方独立行政法人評価委員会条例を改正し、事業の専門性を踏まえた審議を実施する観点から、新たに評価委員会を設置することとしたい。

### (3) 評価委員会の概要

#### ア 主な役割

- (ア) 法第25条第3項に基づく中期目標の作成・変更に対する意見の提示
- (イ) 法第28条第4項に基づく中期目標期間終了時に見込まれる業務実績の評価に対する意見の提示
- (ウ) 法第30条第2項に基づく中期目標期間終了時の事業継続及び組織全般にわたる検討に対する意見の提示

#### イ 所管課

他の評価委員会と同じく法人所管課が所管

(4) 神奈川県地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例案の概要

新設する地方独立行政法人及び評価委員会の名称を追加するなど、所要の改正を行う。

| 地方独立行政法人              | 委員会                            |
|-----------------------|--------------------------------|
| (略)                   | (略)                            |
| 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構（仮称） | 神奈川県地方独立行政法人神奈川県立福祉機構評価委員会（仮称） |

(5) 今後の予定

- 令和7年2月 令和7年第1回定例会に「神奈川県地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例案」を提出
- 令和7年度中 神奈川県地方独立行政法人神奈川県立福祉機構評価委員会（仮称）を設置
- 令和8年4月 法人の設立